

住宅用環境配慮型機器設置促進事業 補助金の手引き

再生可能エネルギーの導入促進と地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減を図るため、住宅に蓄電池(発電出力 10kw未満の太陽光発電システムと接続しているもの)を設置する市民の皆さまに補助金を交付します。

神栖市環境課

住宅用環境配慮型機器設置促進事業補助金

補助対象機器

※補助対象機器は、一の住宅に1回限り交付します。

蓄電システム	<ul style="list-style-type: none">当該年度又はその前年度において、国が実施する補助事業における補助対象機器として登録されているもの発電出力が 10kw未満の太陽光発電システムと接続しているもの
	<p><接続する太陽光発電システムの条件></p> <ul style="list-style-type: none">電力会社との電力受給契約を当該年度中に申請者自らが締結できるもの発電出力が10kw未満のもの <p>【新設の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">発電出力が太陽光パネルの最大出力又はパワーコンディショナーの出力の いずれか小さい方の値で 10kw未満であること <p>【既設の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">発電出力が 10kw未満であることを受給契約書・接続契約のご案内・検針票等で確認できること

補助対象者

- 補助対象機器から供給されるエネルギーを使用する市内の住宅に自らが居住すること
- (1)の住宅に住所を有していること又は補助金の申請をする年度の3月15日までに市内に住所を有すること
- 当該年度内に補助対象事業を完了すること
- 申請者又は申請者と同居する者が、茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取組を行うこと**
- 市税を滞納していないこと

補助金額

対象機器	補助金額
蓄電システム	本体価格に相当する額 (上限 50,000円)

用語の説明

太陽光発電システム…太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置であって、低圧配電線と逆潮流ありで連系しているもの

蓄電システム…電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの

申請から補助金支払いまでの流れ

【補助金申請】

※事前申請です。蓄電池の設置前（2週間前を目安）に申請してください。

補助事業完了後の30日以内又は申請年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（添付書類含む）を提出できない場合は補助対象となりません。ご注意ください。

- 添付書類 ①チェックシート（申請用）
 - ②補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書等の写し
 - ③蓄電池の設置を予定している住宅等の現地案内図
 - ④蓄電池の設置予定箇所及び太陽光パネルとパワーコンディショナーの配置図
 - ※新設の太陽光パネルについては設置枚数が明記されていること
 - ⑤蓄電池等の形状及び規格が記載された書類★¹
 - ※太陽光パネル及びパワーコンディショナーを新設する場合は、パネル1枚当たりの最大公称ワット数及びパワーコンディショナーの出力も記載されていること
 - ⑥建築確認済証の写し（新築又は建売）、当該住宅の固定資産評価証明書（既築）
 - ⑦当該住宅の所有者の承諾書（申請者本人の所有ではないとき又は共有名義のとき）
 - ⑧市税の滞納がないことを証する当該市町村の書類（市外に住所を有する場合）
 - ⑨発電出力が確認できる書類（当該住宅に太陽光パネル及びパワーコンディショナーがすでに設置されている場合）
 - ⑩その他市長が必要と認める書類

【補助金交付決定】

- 補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。
- 補助金交付決定が出てから工事を着工してください。

【実績報告書提出】

※補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに必ず提出してください。

- 添付書類 ①チェックシート（実績用）
 - ②補助事業に係る内訳が確認できる領収書等の写し（購入証明書で代用可能です）
 - ③蓄電池の保証書等の写し（出荷証明書で代用可能です）
 - ④工事施工写真（蓄電池・太陽光パネル等の設置状況がわかる写真）※詳細は次のページ
 - ⑤太陽光パネル及びパワーコンディショナーを新規で設置した場合は、「接続契約のご案内」の写し
 - ※東京電力から接続契約締結通知を受領後、ダウンロード出来ます。
 - ⑥「いばらきエコチャレンジ」に登録したことが確認できる書類（登録画面のスクリーンショットなど）
 - ⑦その他市長が必要と認めるもの

【現地確認】・【補助金交付確定】

※書類の審査、現地確認（※詳細は次のページ）後に「補助金交付確定通知書」と「請求書」を送付いたします。

【補助金の請求】

※「請求書」が届きましたら、口座情報等を記入し、通帳又はキャッシュカードの写しと一緒に提出してください。

【補助金のお支払い】

※「請求書」及び通帳又はキャッシュカードの写しを確認後、指定の口座へ振り込みます。

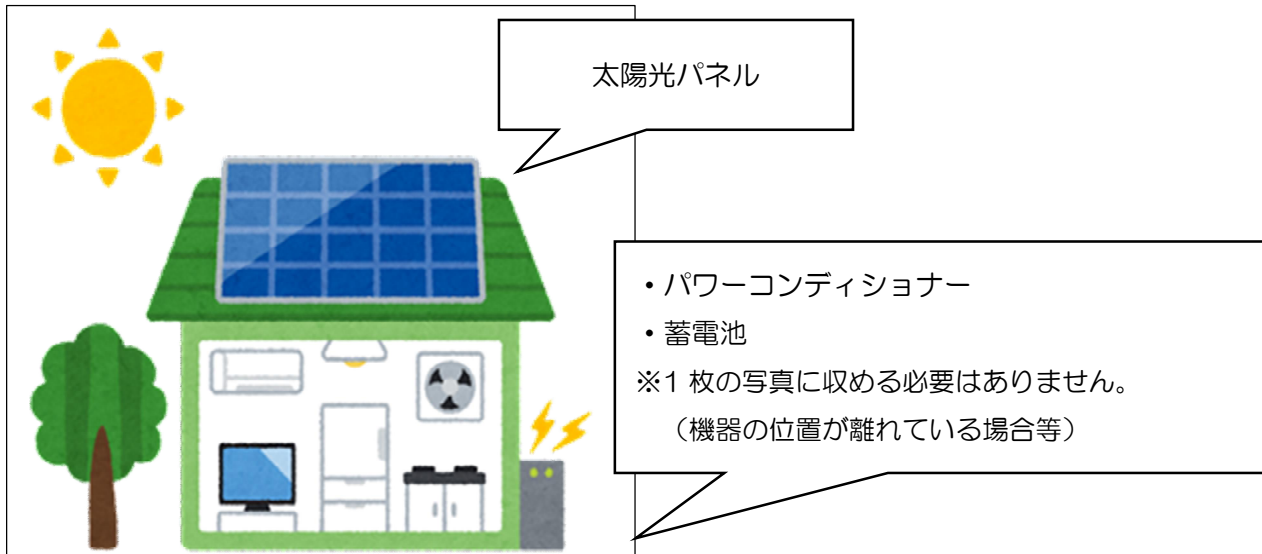
★1 補助対象機器の形状及び規格が記載された書類について

太陽光発電システム(新設) 太陽光パネル1枚当たりの最大公称出力ワット数、設置枚数及びパワーコンディショナーの出力が記載されているもの

蓄電システム 国が実施する補助事業における補助対象機器として登録されていることがわかるもの

<工事施工写真について>

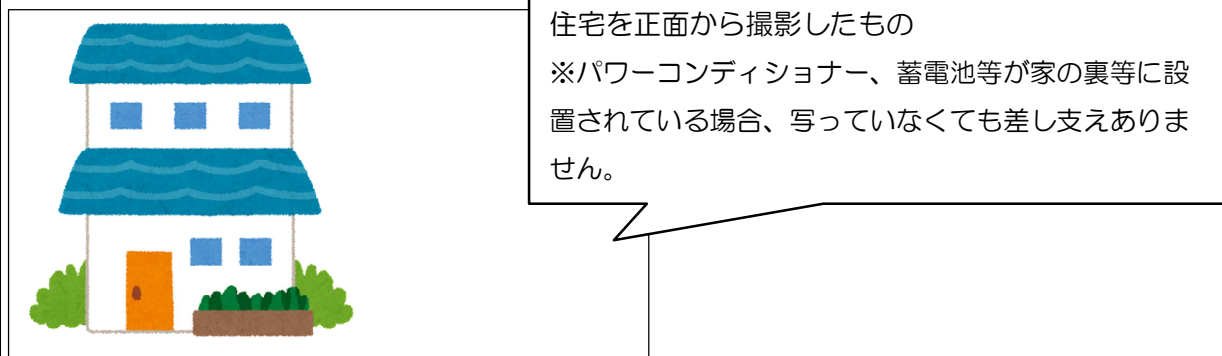
①太陽光パネル・パワーコンディショナー・蓄電池の設置状況が分かる写真



②蓄電池の型式番号が撮影されている写真



③当該住宅の全景が分かる写真



<現地確認について>

- ・実績報告書の提出後、職員が現地に写真撮影に伺いますが、立会は必要ありませんので、現地確認時にご不在でも大丈夫です。
- ・住宅の裏側等機器が設置してある場所に入らせていただきます。そのため、庭の解錠等にはご協力願います。
- ・蓄電池やパワーコンディショナーに囲い等はせず、機器が見えるようご協力ください。

注意事項

- ◎補助金は事前申請です。補助事業を開始する前に申請し、交付決定を受けてから事業を開始してください。
- ◎事業完了した日から「30日以内」又は「交付決定を受けた当該年度の3月15日」のいずれか早い日までに実績報告書を環境課に提出できないときは、補助金を支払えません。
- ◎交付決定を受けた後に、補助事業の内容を変更・中止・廃止しようとするときは、「補助金変更等承認申請書」に内容や理由のわかる書類を添付し提出してください。
- ◎予算額に到達した時点で、受付を終了する場合があります。
- ◎受付後は、申請書類の返却はできません。必要な書類につきましては、提出前にコピーを取り、控えを作成してください。
- ◎販売店などが申請書類等の提出を代行する場合は、書類不足や提出期限を過ぎてからの申請などトラブルの原因とならないよう申請者本人が必ず内容を確認してください。
- ◎補助対象には処分制限期間が設定されています。交付決定日から6年間は、売却等の処分が出来ません。
- ◎補助金申請、実績報告書提出、補助金の請求にあたっては、期限に余裕をもって行ってください。不明な点があれば、早めに問合せ先までお問い合わせください。

メモ

【問合せ先】

神栖市役所 環境課 環境対策グループ（補助金担当）
電話番号 0299-90-1146（直通）

【補助金関係書類郵送先】

〒314-0192
神栖市溝口4991番地5
神栖市役所 環境課 環境対策グループ（補助金担当）